

北海道告示第 11069 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 10 月 28 日までに北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 6 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハートタウンはぼろ

苫前郡羽幌町南 3 条 2 丁目 3 番地 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

羽幌町長 森 淳

苫前郡幌羽幌町南町 1 番地の 1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
生活協同組合コープさっぽろ	代表理事 大見 英明	札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号
有限会社ストアヨーク	代表取締役 名達 憲次	苫前郡羽幌町北大通 3 丁目
株式会社八幡屋	代表取締役 松原 伸司	苫前郡羽幌町南 7 条 6 丁目
株式会社北海道通信特機	代表取締役 大貫 亮介	旭川市 2 条 9 丁目 373 番地 1

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
生活協同組合コープさっぽろ	代表理事 大見 英明	札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号	
有限会社ストアヨーク	代表取締役 名達 憲次	苫前郡羽幌町北大通 3 丁目	
未定			(ア)
未定			(イ)

(4) 変更の年月日

上記(3)の(ア) 令和 6 年 4 月 30 日

上記(3)の(イ) 平成 30 年 12 月 4 日

(5) 変更する理由

小売業者撤退のため

2 届出年月日

令和6年5月27日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年6月27日（木）から令和6年10月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで